

市からの連絡帳

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。有効期間は2年間です。

◆出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。

出産育児一時金が医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度が始まっています。これらの制度を利用される場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則必要ありません。

ただし、直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方・直接支払制度などを利用しない方は、申請の必要があります。

必要なもの

保険証 印鑑 世帯主名義の口座が確認できるもの 直接支払制度合意文書 出産費用明細書

◆葬祭費の支給

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。

必要なもの

会葬礼状または葬儀の領収書 保険証 印鑑 喪主名義の口座が確認できるもの ①保険年金課(田無庁舎2階)市民課(保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)) 保険年金課(☎042-460-9821)

7月1日から「23年度国民年金保険料免除等の申請」受付開始

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度があります。

免除制度には、保険料の全額(1万5,020円)が免除される「全額免除」と保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる「一部納付」があります。

「一部納付」には、「4分の1納付」(保険料3,760円)、「半額納付」(保険料7,510円)、「4分の3納付」(保険料1万1,270円)の3種類があります。

被保険者、配偶者および世帯主の前年所得(22年中所得)が一定の基準額以下の場合に、申請により承認

されます。希望される方は免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の計算の際は、保険料を全額納付した場合に比べて、全額免除期間は「2分の1」・4分の1納付期間は「8分の5」・半額納付期間は「8分の6」・4分の3納付期間は「8分の7」として計算されます(一部納付分の保険料を納付しない場合は、免除が無効になり、未納扱い)

また、30歳未満の方には、本人、配偶者の前年の所得が一定の基準額以下の場合に「若年者納付猶予制度」があります。老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金額の計算には含まれません。

免除・納付猶予された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることもできます(承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を納付するときは、加算額が上乘)

なお、22年度の保険料免除などの申請期限は、8月1日(月)です。

申請

保険年金課(田無庁舎2階)市民課(保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)) 保険年金課(☎042-460-9825)

福祉

介護保険料納入通知書の送付

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成23年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用できるよう、保険料を期限内に必ず納付してください。

今回お送りする納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。

納入通知書は、シルバーパス購入の際の所得確認書類として活用できる場合があるため、必要な方は保管しておいてください。

◆普通徴収の方は口座振替が便利！ 普通徴収の方には、口座振替依頼

書を同封します。口座振替依頼書に必要な事項を記入、押印のうえ、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。

市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)指定コンビニエンスストアについては納付書の裏面に記載。

納付が困難な場合

世帯の生計を主として維持する方が、災害そのほか特別な事情で一時的に保険料を納付することが困難になった場合に、徴収の猶予や減免される場合がありますので、ご相談ください。

高齢者支援課(☎042-438-4031)

認知症サポーター養成講座

◆認知症サポーターとは

認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の方や家族を見守り、自分でできる範囲で支援する方のことです。認知症サポーター養成の取り組みは全国的に展開されています。

時7月15日(金)午後2時~3時30分

場ひばりが丘公民館

内 認知症について 認知症サポーター100万人キャラバンについて 認知症の方を地域で支えるためには

対・定 市内在住・在勤の方で、認知症サポーター養成講座を受講したことのない方・50人

参加者にはサポーターの証であるオレンジリングを差し上げます。

往復はがきに、住所・年齢・氏名・電話番号を明記のうえ、7月8日(金)(必着)までに〒202-8555市役所高齢者支援課「認知症サポーター養成講座」担当へ郵送。

応募者多数の場合は、抽選。

高齢者支援課(☎042-438-4029)



傍聴 審議会など

地域福祉計画策定・普及推進委員会

時7月5日(火)午後6時30分から

場防災センター6階

内 ほととネットの進ちょく状況の報告についてなど

定5人

生活福祉課(☎042-438-4024)

生涯学習推進懇談会

時7月7日(木)午後2時から

場保谷庁舎4階

内 生涯学習の推進について

定5人

社会教育課(☎042-438-4079)

男女平等参画推進委員会

時7月13日(水)午後6時30分~8時30分

場田無庁舎1階

内 平成22年度男女平等参画推進計画各課実績評価についてほか

定5人

協働コミュニティ課

(☎042-439-0075)

介護保険運営協議会・高齢者保健福祉計画検討委員会

時7月14日(木)午後1時から

場防災センター6階

内 第4期計画における実績検証ほか・次期計画策定に向けた方向性について

定5人

高齢者支援課(☎042-438-4030)

第61回「社会を明るくする運動」~7月は強調月間です~

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

西東京市社会を明るくする運動実施委員会では、市立小中学校にて、「安心安全なまちづくりのため「あいさつ運動」に取り組みますので、ご理解とご協力をお願いします。

生活福祉課(☎042-438-4024)

7月2日(土)午前9時から 東伏見ふれあいプラザがオープンします

東伏見ふれあいプラザは、空き店舗を活用して地域活性化を目的とした事業を行う拠点です。

地元市民を中心とした運営団体によって、次の5つのコンセプトを掲げて主催事業を行っていきます。

- 地域の情報発信
- 地域のコミュニケーション
- 地域の文化・スポーツ
- 地元産の農産物などの販売
- 地域市民の福祉向上のための利用

◆市の行政サービス

東伏見駅周辺地域における利便性の向上を目的として、市の行政サービスも整備しています。

住民票等自動交付機の設置

(震災の影響により、9月稼働予定)

図書館利用者用検索機(自動貸出

機能付き)・返却箱の設置

図書館資料の検索・予約・貸し出し・返却など、詳しくは中央図書館へお問い合わせください。

公共施設予約管理システムロビー端末の設置

◆スペースの貸し出し 主催事業を実施しない時間を対象に、施設のスペースを貸し出します。(広さ約7m x 4m 机・椅子あり) 事前に予約が必要となります。

【施設案内】

開館時間 午前9時~午後7時

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌開館日)・年末年始

所在地 富士町4-33-15飯田ビル1階(☎042-466-1347)

産業振興課(☎042-438-4041)

~オープニングイベント~

地元産農産物を販売します。

時7月2日(土)・3日(日)

午前9時~正午(両日とも売り切れ次第終了)

今後も、地域の小・中学校や団体などと協力しながら、地域に密着した事業を行います。また、早稲田大学との連携事業も予定しています。



市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を募集します!

市では、市民が家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

募集期間 7月1日(金)~7月15日(金)

①7月15日(金)までに、次の書類をごみ減量推進課(エコプラザ西東京内)へ直接持参。

広告掲載申込書

会社概要など会社の業種が分かる書類

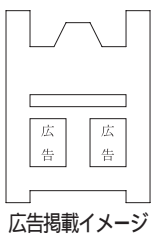
広告案

掲載は10月からを予定。

詳細は、市(事業者)

向け情報)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

ごみ減量推進課(☎042-438-4043)



広告掲載イメージ